

証券コード 5217
2022年6月6日

株 主 各 位

東京都中野区本町一丁目32番2号
テクノオーツ株式会社
取締役社長 園田育伸

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。株主の皆様におかれましては、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況にご留意いただき、**本年も株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めてご検討くださいますようお願いいたします。**ご来場なさらずに議決権を行使していただく方法として、**同封の議決権行使書面のご利用をお願い申し上げます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月20日（月曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。**感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願いいたします。**感染症拡大防止のため、ご出席の株主の皆様には株主総会受付にて検温を実施させていただきます。検温の結果によっては、誠に恐縮ではございますが、会場への入場をお断りさせていただく場合がございます。

なお、お土産の配布は安全上の理由により、取り止めとさせていただきます。株主懇親会は会場の都合上、取り止めとさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都中野区本町一丁目32番2号
ハーモニースクエア3階「ハーモニーホール」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第46期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第46期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.techno-q.com>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ・計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（アドレス <https://www.techno-q.com>）

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する安定的利益還元を重要課題と認識しております。さらに、自己資本の充実と収益力向上のため、経営基盤の充実を図るとともに、中長期的な視点に立って配当水準の向上に積極的に取り組む方針であります。

このような方針のもと、剰余金の処分につきましては、当期の業績及び配当性向等を総合的に判断し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項
  - (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
  - (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 500円  
配当総額 386,713,500円
  - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月22日
2. 剰余金処分に関する事項  
該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="338 204 565 234">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="169 284 737 355">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="169 364 737 672">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<br/>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<br/>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="414 722 489 752">(新設)</p> | <p data-bbox="943 204 1170 234">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="1019 284 1094 314">(削除)</p> <p data-bbox="759 722 970 752">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="777 762 1342 913">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<br/>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="819 922 1342 1155">2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |

| 現 行 定 款     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> | <p>(附則)</p> <p><u>第 1 条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く）5名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、再任候補者に関して、当該事業年度における業務執行状況及び業績等を総合的に評価した結果、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                        | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | そのだ いくのぶ<br>園田 育伸<br>(1959年7月21日生)<br><br><b>再任</b> | 1982年4月 ジーエルサイエンス(株)入社<br>2012年4月 同社営業本部営業企画部長<br>2014年7月 同社執行役員営業企画部長<br>2015年7月 同社執行役員総合企画部長<br>2017年4月 同社執行役員経営企画室長<br>2018年6月 同社取締役経営企画室長兼当社取締役<br>2019年6月 当社取締役社長 現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>杭州泰谷諾石英有限公司董事長 | 400株          |
|       |                                                     | 【取締役候補者とした理由】<br>当社社長として、経営全般を統括し、さらに親会社における営業及び経営企画部門での豊富な経験による幅広い知識と見識を有し、卓越したリーダーシップを発揮しております。当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。                                                                      |               |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                      | 氏 名<br>(生年月日)                                   | 略 歴、地 位、担 当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 2                                                                                                                                                              | たかはし ひろし<br>高 橋 寛<br>(1957年2月15日生)<br><b>再任</b> | 2004年1月 当社入社<br>2005年5月 杭州泰谷諾石英有限公司生産部部长<br>2008年1月 同社総経理<br>2008年7月 当社生産本部製造管理部长<br>2010年5月 当社執行役員営業本部长<br>2011年6月 当社取締役営業本部长<br>2012年2月 当社取締役営業本部长兼生産本部副本部长<br>2014年6月 当社取締役営業本部长<br>2016年6月 当社常務取締役営業本部长<br>2017年6月 当社常務取締役半導体事業統括<br>兼杭州泰谷諾石英有限公司担当<br>営業本部长<br>2019年6月 当社常務取締役半導体事業統括<br>兼杭州泰谷諾石英有限公司担当<br>2020年6月 当社専務取締役半導体事業統括<br>兼杭州泰谷諾石英有限公司担当<br>2021年6月 当社専務取締役<br>兼杭州泰谷諾石英有限公司担当<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>杭州泰谷諾石英有限公司董事 | 800株          |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>国内・海外での営業及び製造部門における豊富な経験により業界事情、マ<br>ーケットに精通し、現在は半導体事業全般の統括責任者として、当社グル<br>ープの経営を牽引しております。当社取締役としての職務を適切に遂行で<br>けると判断し、引続き取締役候補者となりました。 |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |               |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                  | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3     | きし しんじ<br>岸 慎二<br>(1955年9月25日生)<br><b>再任</b>  | 1979年4月 (株)山形銀行入行<br>2012年4月 (同行人事部詰休職出向)<br>当社管理本部総務部長<br>2014年9月 (株)山形銀行退職<br>2015年4月 当社執行役員管理本部総務部長<br>2016年6月 当社取締役管理本部長兼総務部長<br>2017年4月 当社取締役管理本部長兼経理部長<br>2017年12月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長<br>2019年6月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画室長<br>2022年4月 当社常務取締役管理本部長兼経理部長<br>兼経営企画室長 現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>杭州泰谷諾石英有限公司董事<br><b>【取締役候補者とした理由】</b><br>金融機関に長く在籍し、営業、企画、管理等各分野における豊富な経験、幅広い知識と見識を有し、現在は総務部、経理部等の管理部門責任者として、当社グループの経営を牽引しております。当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引続き取締役候補者となりました。 | 400株          |
| 4     | ますだ いさむ<br>増田 勇<br>(1970年8月18日生)<br><b>再任</b> | 1997年11月 当社入社<br>2016年4月 当社生産本部副本部長兼製造部長<br>2016年7月 当社執行役員生産本部副本部長<br>兼製造部長<br>2017年4月 当社執行役員生産本部副本部長<br>2017年6月 当社執行役員生産本部長<br>2019年6月 当社取締役生産本部長 現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>杭州泰谷諾石英有限公司董事<br><b>【取締役候補者とした理由】</b><br>製造及び生産技術部門に長年携わり、当社製品における製造側とユーザー側両面のニーズに関する豊富な知識と経験を有し、現在は生産部門の責任者として、当社グループの経営を牽引しております。当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引続き取締役候補者となりました。                                                                                                             | 400株          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                        | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 5     | てがわ ひでかず<br>手川 英一<br>(1970年7月14日生)<br><br><b>再任</b> | 1996年9月 当社入社<br>2016年4月 当社営業本部国内営業部長<br>兼関西営業所長兼北陸営業所長<br>2016年7月 当社執行役員営業本部国内営業部長<br>兼関西営業所長兼北陸営業所長<br>2017年6月 当社執行役員営業本部副本部長<br>兼国内営業部長<br>2019年6月 当社取締役営業本部長 現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>杭州泰谷諾石英有限公司董事 | 200株          |
|       |                                                     | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>長年の国内営業での豊富な経験により、業界事情やマーケットに精通しており、現在は営業部門の責任者として、当社グループの経営を牽引しております。当社取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引続き取締役候補者となりました。                                                             |               |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、職務執行の萎縮防止及び優秀な人材の確保のため、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。その契約の内容の概要は、事業報告「Ⅲ. 会社役員に関する事項 2. 役員等賠償責任保険契約の概要」に記載のとおりであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役谷口茂樹及び森田岳人の2名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                      | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | たにぐち しげき<br>谷口茂樹<br>(1953年5月9日生)<br><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> | 1976年4月 株式会社山形銀行 入行<br>1997年4月 同行花楸支店 支店長<br>1999年4月 同行大学病院前支店 支店長<br>2002年4月 同行秘書室 室長<br>2010年6月 同行取締役秘書室 室長<br>2013年6月 同行120年史編纂室 室長<br>2017年3月 山銀ビジネスサービス(株)取締役社長<br>2018年6月 当社取締役監査等委員 現在に至る<br><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b><br>銀行とその関係会社における支店及び会社経営等の豊富な経験、幅広い知識と見識を基に、客観的立場から監査・監督をしていただくため、社外取締役として引続き監査等委員候補者となりました。 | 0株            |
| 2     | もりた たけと<br>森田岳人<br>(1976年3月23日生)<br><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> | 2004年10月 東京弁護士会登録<br>2004年10月 松田綜合法律事務所 入所<br>2013年6月 LCR不動産投資顧問(株)監査役(現任)<br>2016年4月 松田綜合法律事務所 パートナー(現任)<br>2020年6月 当社取締役監査等委員 現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>松田綜合法律事務所 パートナー 弁護士<br><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b><br>弁護士として企業法務やコーポレートガバナンスに精通し、高い見識と専門知識を基に、客観的立場から監査・監督をしていただくため、社外取締役として引続き監査等委員候補者となりました。                    | 0株            |

- (注) 1. 谷口茂樹氏及び森田岳人氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、本議案の承認可決を前提に同取引所に届け出ております。
2. 谷口茂樹氏が当社の社外取締役及び監査等委員である取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。同氏は当社の主要な借入先である(株)山形銀行の元業務執行者ですが、同行を退職して5年が経過しており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。
3. 森田岳人氏が当社の社外取締役及び監査等委員である取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
4. 当社は谷口茂樹氏及び森田岳人氏との間において、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。両氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、職務執行の萎縮防止及び優秀な人材の確保のため、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。その契約の内容の概要は、事業報告「Ⅲ. 会社役員に関する事項 2. 役員等賠償責任保険契約の概要」に記載のとおりであります。

### (ご参考) 取締役スキル・マトリックス

当社は、知識・経験・能力や国際性といった面での多様性とバランスを確保するという考えに基づき、取締役会を構成しております。

本定時株主総会において、第3号議案及び第4号議案が承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることとなります。

| 氏名    | 当社における地位・担当               | 企業経営 | ESG<br>社会貢献 | 国際<br>ビジネス | 業界知見<br>マーケ<br>ティング | 研究開発<br>生産技術 | 財務<br>会計 | 法務<br>リスク管理 | 人事<br>労務 |
|-------|---------------------------|------|-------------|------------|---------------------|--------------|----------|-------------|----------|
| 園田 育伸 | 取締役社長                     | ●    | ●           |            | ●                   |              |          |             |          |
| 高橋 寛  | 専務取締役                     | ●    |             | ●          | ●                   | ●            |          |             |          |
| 岸 慎二  | 常務取締役                     | ●    | ●           |            |                     |              | ●        |             | ●        |
| 増田 勇  | 取締役<br>生産本部長              | ●    | ●           |            | ●                   | ●            |          |             |          |
| 手川 英一 | 取締役<br>営業本部長              | ●    |             | ●          | ●                   |              |          |             |          |
| 石川 和弥 | 取締役<br>常勤監査等委員<br>(社外取締役) | ●    |             | ●          |                     |              | ●        | ●           | ●        |
| 谷口 茂樹 | 取締役<br>監査等委員<br>(社外取締役)   | ●    |             |            |                     |              | ●        | ●           | ●        |
| 森田 岳人 | 取締役<br>監査等委員<br>(社外取締役)   |      | ●           |            |                     |              | ●        | ●           | ●        |

※上記は、取締役の経験・担当等を踏まえ、能力を発揮することができる項目を記載しており、有する全ての知見・経験を表すものではありません。

### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                     | 略歴、地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| なかしま じろう<br>中島次郎<br>(1950年10月3日生)<br><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>                                               | 1983年8月 公認会計士登録<br>1983年8月 公認会計士中島次郎事務所開設(現任)<br>1984年11月 監査法人芹沢会計事務所(現仰星監査法人)社員<br>2006年10月 仰星監査法人設立・代表社員<br>2011年6月 仰星監査法人退任・退職<br>2012年6月 (株)牧野フライス製作所監査役(現任)<br>2013年9月 エス・イー・シーエレベーター(株)監査役(現任) | 0株            |
| <b>【補欠の監査等委員候補者とした理由及び期待される役割】</b><br>公認会計士としてその豊富な経験と専門的な視点からの監査・監督をしていただくことができると判断し、社外取締役として補欠の監査等委員候補者となりました。 |                                                                                                                                                                                                      |               |

- (注) 1. 中島次郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中島次郎氏は補欠の監査等委員候補者(社外取締役候補者)であります。
3. 中島次郎氏が監査等委員に就任した場合、当社定款に基づき、当社との間において、法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 中島次郎氏が監査等委員に就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。その契約の内容の概要は、事業報告「Ⅲ. 会社役員に関する事項 2. 役員等賠償責任保険契約の概要」に記載のとおりであります。中島次郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれます。

以上

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### I. 経営成績に関する分析

#### 1. 当期の経営成績

当連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ワクチン接種率の向上や各種施策等の効果により、緩やかな持ち直しの動きが続きました。しかしながら、新たな変異株(オミクロン株)の感染が報告され、新規感染者数が増加傾向に転じることに加え、世界的な食糧・エネルギー価格の高騰やロシア・ウクライナ情勢など先行き不透明な状況が続く展開となっています。

当社グループが属する半導体業界におきましては、5GやAI、IoT、自動運転等の需要の高まりから、半導体の供給不足が顕在化する状況となりました。こうした需給逼迫は当分続くとの見通しから、各メーカーの積極的な設備投資も継続しており、半導体市場は着実に拡大している状況です。

このような環境の中、当社では、これまでに蓄えた豊富な受注残高と、工場の高稼働に伴う量産効果を背景に、当連結会計年度においては、売上高・利益ともに上場以来最高額を更新することができました。また、受注残高は過去最高レベルの水準で推移しました。

以上の結果、売上高は15,820百万円(前年同期比23.7%増)、営業利益は3,164百万円(同29.4%増)、経常利益は3,231百万円(同36.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,200百万円(同37.0%増)となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等の適用により、当連結会計年度の売上高は36百万円減少しております。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は2,425百万円であります。主に旧型設備の買換え及び機械装置の新規購入、さらに杭州泰谷諾石英有限公司第三工場建設によるものです。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資、社債発行及び巨額の借入等による重要な資金調達は行っておりません。

## 4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき事項はございません。

## 5. 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はございません。

## 6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はございません。

## 7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特に記載すべき事項はございません。

## 8. 対処すべき課題

2022年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の拡大や各国の経済政策により段階的な経済活動の回復が見られてきた中で、世界的な食糧・エネルギー価格の高騰やロシア・ウクライナ情勢など再び景気の先行きが不透明な状況となり、経済活動の水準が元に戻るまでには相応の時間がかかると予想されることから、少なくとも年度内における景気の落ち込みは避けられないものと思われま

一方、半導体業界におきましては、「コロナショック」を契機に本格化した世界的なリモートワークの広がりやデータセンター等メモリー需要の高まりなどプラス要因が強く、また、5G通信やIoT、AI/ディープラーニング、自動運転の本格化等でデータ量の更なる増加も見込まれることから、中長期的な半導体需要のトレンドは引続き拡大していくものと思われま

今後は原油・原材料の高騰により製品や商品の値上げが見込まれ、それに伴うインフレ、景気の悪化、円安の顕在化、物流の不安などから収益環境は厳しくなっていきますが、当社グループの受注状況は、足元においても過去最高レベルの水準を維持しており、加えて上記理由から中長期的な受注拡大の見通しは変えておりま

このような状況下、当社グループが今後とも取り組むべき中長期的な成長戦略と課題を以下に示しま

### (1) 生産能力増強

- ・中国第三工場の稼働拡大や各工場の生産性向上等により、生産能力の更なる増強を図ります。
- ・品質管理の高度化を進めるとともに、社外パートナー、外注先等との連携強化を通じて、生産能力の向上を目指します。

### (2) 営業力強化

- ・コロナ後のお取引先との関係強化を図るとともに、高付加価値製品の開発と拡張を行い、石英・シリコン製品の量産品のマーケット拡大を目指します。
- ・シリコン製品の開発品、量産品の更なる売り込みを強化するとともに、火加工製品等、高難易度製品の拡大を図ります。



### (3) 業務効率化

- ・業務フロー、作業手順等の見直しを進め、業務自動化・効率化等のDXを推進します。
- ・テレワーク、会議システム等、効率化に資するシステムツールの更なる活用を図ります。

### (4) 経営基盤強化

- ・ESG経営、SDGsへの対応を進めるとともに、会社法改正への対応や新市場区分移行に伴うコーポレートガバナンス強化への対応を行います。
- ・財務指標や株価を意識した経営を行い、IR機能強化、リスクマネジメント強化を図ります。

### (5) 人材育成

- ・各種研修の充実、業務マニュアルの作成推進、人事ローテーションの活発化等により、優秀な人材の育成に努めます。

## 9. 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                       | 第43期      | 第44期      | 第45期      | 第46期 (当期) |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                           | 2019年3月期  | 2020年3月期  | 2021年3月期  | 2022年3月期  |
| 売上高 (百万円)                 | 9,121     | 9,082     | 12,791    | 15,820    |
| 経常利益 (百万円)                | 1,704     | 1,480     | 2,368     | 3,231     |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 1,161     | 992       | 1,606     | 2,200     |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 1,501.34  | 1,283.38  | 2,076.61  | 2,844.87  |
| 総資産 (百万円)                 | 12,029    | 13,318    | 15,273    | 18,310    |
| 純資産 (百万円)                 | 8,897     | 9,705     | 11,254    | 13,779    |
| 1株当たり純資産 (円)              | 11,500.77 | 12,546.39 | 14,551.81 | 17,815.82 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

### ②当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分            | 第43期      | 第44期      | 第45期      | 第46期 (当期) |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                | 2019年3月期  | 2020年3月期  | 2021年3月期  | 2022年3月期  |
| 売上高 (百万円)      | 8,413     | 8,291     | 11,441    | 13,887    |
| 経常利益 (百万円)     | 1,245     | 1,568     | 1,714     | 2,497     |
| 当期純利益 (百万円)    | 850       | 1,196     | 1,173     | 1,732     |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 1,099.49  | 1,546.46  | 1,516.74  | 2,239.96  |
| 総資産 (百万円)      | 11,029    | 12,674    | 14,258    | 15,930    |
| 純資産 (百万円)      | 7,894     | 8,984     | 10,039    | 11,508    |
| 1株当たり純資産 (円)   | 10,203.99 | 11,615.23 | 12,980.68 | 14,879.57 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

## 10. 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

ジーエルサイエンス株式会社は当社の株式508,400株（議決権比率65.81%）を所有する親会社であり、同社は精密理化学機器及び科学研究用機器並びに同機器消耗品等の製造及び販売を行っております。

また、同社との間に理化学機器関連について取引があります。

同社の第55期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の連結売上高は33,119百万円（前連結会計年度比13.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,795百万円（同23.8%増）となっております。

### ②重要な子会社の状況

| 会社名                        | 資本金              | 議決権比率    | 主要な事業内容                    |
|----------------------------|------------------|----------|----------------------------|
| 杭州泰谷諾石英有限公司                | 千<br>US\$ 24,100 | %<br>100 | 半導体製造装置用石英製品・シリコン製品の加工製造販売 |
| GL TECHNO<br>America, Inc. | 千<br>US\$ 100    | %<br>100 | 半導体製造装置用部品その他の製造販売及び輸出入業務  |

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

### ③企業結合の成果

特に記載すべき事項はございません。

## 11. 主要な事業内容

当社グループは、石英ガラスの加工技術を基に、半導体製造装置用の石英治具及び理化学機器、シリコン加工、産業用加熱機器の製造、販売を主力事業としております。

## 12. 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

### ①テクノフオーツ株式会社

本 社 東京都中野区本町一丁目32番2号  
工 場 蔵王工場（山形県山形市） 蔵王南工場（山形県山形市）  
主な営業所 東京営業所（東京都中野区） 東北営業所（山形県山形市）  
関西営業所（京都府京田辺市） 九州営業所（熊本県熊本市）  
北陸営業所（富山県富山市）

### ②杭州泰谷諾石英有限公司

本社及び工場 中国浙江省杭州市

### ③GL TECHNO America, Inc.

本 社 米国カリフォルニア州

## 13. 従業員の状況

### ①企業集団の従業員の状況（2022年3月31日現在）

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 549名 | 51名増        |

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（13名）は含んでおりません。

### ②当社の従業員の状況（2022年3月31日現在）

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 267名 | 19名増      | 38.1歳 | 12.2年  |

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（13名）は含んでおりません。

## 14. 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

| 借入先         | 借入額    |
|-------------|--------|
| 株式会社山形銀行    | 420百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 372百万円 |

## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 3,120,000 株
2. 発行済株式の総数 773,427 株 (自己株式6,573株を除く)
3. 株主数 1,180 名
4. 大株主

| 株 主 名                                           | 持 株 数   | 持株比率  |
|-------------------------------------------------|---------|-------|
|                                                 | 株       | %     |
| ジ ー エ ル サ イ エ ン ス 株 式 会 社                       | 508,400 | 65.73 |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT | 38,800  | 5.02  |
| UBS AG LONDON ASIA EQUITIES                     | 38,600  | 4.99  |
| テ ク ノ ク オ ー ツ 従 業 員 持 株 会 社                     | 12,300  | 1.59  |
| 株 式 会 社 山 形 銀 行                                 | 10,000  | 1.29  |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行                           | 8,000   | 1.03  |
| 株 式 会 社 山 口 銀 行                                 | 4,000   | 0.52  |
| 丸 山 譲                                           | 3,900   | 0.50  |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY     | 2,900   | 0.37  |
| 住友生命保険相互会社(特別勘定)                                | 2,600   | 0.34  |

(注) 持株比率は自己株式(6,573株)を控除して計算しております。

### 5. その他株式に関する重要な事項

特に記載すべき事項はございません。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役の氏名等

| 地 位              | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                           |
|------------------|---------|----------------------------------------|
| 取締役社長<br>(代表取締役) | 園 田 育 伸 | 杭州泰谷諾石英有限公司董事長                         |
| 専務取締役            | 高 橋 寛   | 杭州泰谷諾石英有限公司担当<br>杭州泰谷諾石英有限公司董事         |
| 常務取締役            | 岸 慎 二   | 管理本部長<br>兼経理部長兼経営企画室長<br>杭州泰谷諾石英有限公司董事 |
| 取 締 役            | 増 田 勇   | 生産本部長<br>杭州泰谷諾石英有限公司董事                 |
| 取 締 役            | 手 川 英 一 | 営業本部長<br>杭州泰谷諾石英有限公司董事                 |
| 取締役(常勤監査等委員)     | 石 川 和 弥 | 杭州泰谷諾石英有限公司監事                          |
| 取締役(監査等委員)       | 谷 口 茂 樹 |                                        |
| 取締役(監査等委員)       | 森 田 岳 人 | 松田綜合法律事務所パートナー 弁護士                     |

- (注) 1. 石川和弥、谷口茂樹及び森田岳人の3氏は、社外取締役であります。
2. 石川和弥、谷口茂樹及び森田岳人の3氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査等委員の石川和弥氏は、監査・監督の実効性及び監査部との連携をより高め、さらに業務執行取締役とのコミュニケーションアップを図る目的で、常勤の監査等委員に選定しております。なお、同氏は長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社と社外取締役3名は、法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

## 2. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、職務執行の萎縮防止及び優秀な人材の確保のため、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の概要は、以下のとおりです。

### ①被保険者の範囲

当社取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役

### ②保険契約の内容の概要

#### 1) 被保険者の実質的な保険等負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

#### 2) 補填の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由が設けられています。

## 3. 取締役の報酬等の額

### ①会社役員の報酬等の額又はその算出方法関係に係る決定に関する事項

当社は2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております。

#### 1) 基本方針

当社の取締役の報酬等は、以下の基本方針により決定するものとする。

- ・健全で持続的な企業成長と株主価値の向上を重視した報酬制度とする。
- ・優秀な経営人材を確保できる競争力ある報酬体系と水準を指向する。
- ・報酬決定プロセスの客観性・透明性と報酬の妥当性を確保する。

## 2) 取締役の個人別報酬（金銭報酬）の額の決定に関する方針

当社は、取締役の個人別報酬（金銭報酬）の額について、定時株主総会の決議により承認された限度額の範囲内で、以下の方針により決定する。

### <固定報酬>

#### ・月例定額報酬

月例定額報酬は、基本報酬部分とその職務に応じて算定される手当部分により構成し、その額は社員最高位の給与を参考に、役位・職責に基づいて、業績・経営環境等も総合的に勘案して決定する。なお、非常勤監査等委員は、職務内容を踏まえて基本報酬部分のみとする。また、原則として毎年6月開催の定時株主総会終了後に、同年7月より翌年6月までの1年間の報酬額を決定する。

### <業績連動型報酬>

#### ・役員賞与

役員賞与は、事業年度ごとの業績向上への意識を高めること等を目的に支給するものであり、半期ごとの業績（売上高目標達成率及び売上高営業利益率）に連動して支給される社員賞与の年間支給水準を踏まえた「役員賞与に係る運用基準」に基づいて決定し、原則として対象事業年度の決算公表後に支給する。なお、非常勤監査等委員は対象外とする。

### <その他の金銭報酬>

#### ・退職慰労金

退職慰労金は、退任する取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役に對し、定時株主総会の決議による承認を前提に、「退職慰労金贈呈基準」に基づいて、月例定額報酬の基本報酬部分と職位（係数）及び在任期間等により決定し、退任後に支給する。

## 3) 取締役の個人別報酬の額の割合の決定に関する方針

当面は非金銭報酬等の導入を見合わせ、金銭報酬を100%とする。金銭報酬のうち業績連動型報酬の割合は30%以内を目安とする。

## 4) 取締役の個人別報酬等の内容についての決定方法

取締役の個人別報酬等の内容は、取締役（監査等委員を除く）については取締役会で、監査等委員である取締役に對しては監査等委員会で、個々に2) 取締役の個人別報酬（金銭報酬）の額の決定に関する方針に基づいて協議のうえ決定する。



- ②当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が原案を策定し、全員が独立社外取締役である監査等委員会の意見を踏まえつつ決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

- ③役員区分ごとの報酬の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分                           | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |           |          | 対象となる役員の員数 (名) |
|--------------------------------|-----------------|------------------|-----------|----------|----------------|
|                                |                 | 固定報酬             | 業績連動報酬    | 退職慰労金    |                |
| 取締役<br>(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 120<br>(—)      | 88<br>(—)        | 23<br>(—) | 8<br>(—) | 5<br>(0)       |
| 取締役<br>(監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 17<br>(17)      | 14<br>(14)       | 1<br>(1)  | 0<br>(0) | 3<br>(3)       |
| 合計                             | 137             | 103              | 24        | 9        | 8              |

- (注) 1. 業績連動報酬は役員賞与であり、当該事業年度の売上高目標達成率及び営業利益率に基づいて支給された社員賞与の支給乗率(年度実績)にさらに一定係数を乗じて算定支給しております。  
 2. 上記退職慰労金には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。  
 3. 取締役(監査等委員を除く)及び取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2020年6月23日開催の第44回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)が年額150百万円以内、取締役(監査等委員)が年額30百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は5名、取締役(監査等委員)の員数は3名です。

- ④業績連動報酬の算定基礎に用いた業績指標の選定理由

年度経営計画における主要経営目標である売上高目標達成率及び営業利益率は、端的に当該年度の成果を表す業績指標として業績連動報酬の算定基礎に用いております。

#### 4. 社外役員に関する事項

##### ①重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）の森田岳人氏は、兼職先である松田綜合法律事務所のパートナーを兼務しております。なお、当社と当該法律事務所の間には、重要な取引その他の関係はありません。

##### ②当事業年度における主な活動状況

###### 1) 取締役会及び監査等委員会への出席状況

|                       | 取締役会（20回開催） |      | 監査等委員会（13回開催） |      |
|-----------------------|-------------|------|---------------|------|
|                       | 出席回数        | 出席率  | 出席回数          | 出席率  |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) 石川和弥 | 20回         | 100% | 13回           | 100% |
| 取締役<br>(監査等委員) 谷口茂樹   | 20回         | 100% | 13回           | 100% |
| 取締役<br>(監査等委員) 森田岳人   | 20回         | 100% | 13回           | 100% |

###### 2) 取締役会及び監査等委員会における発言内容

監査等委員石川和弥、谷口茂樹、森田岳人の3氏は豊富な経験と高い専門性を活かし、企業経営に対する客観的・中立的な見地から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。

監査等委員会においては、監査の実施状況及び結果についての報告・協議を行うほか、取締役・執行役員から職務の執行について説明や報告を受けております。

##### ③期待される役割に関して行った職務の概要

特に当事業年度においては、国内外における当社グループの業容拡大を踏まえ、グループガバナンスの観点から全社的なリスク管理体制の整備状況とその実効性について重点的に監査を実施し、取締役会で提言を行いました。

石川和弥氏は金融機関・事業会社での豊富な経験と幅広い知見で、谷口茂樹氏は金融機関及びその関係会社における会社経営等の豊富な経験と幅広い知見で、森田岳人氏は弁護士としての高い専門性や見識と豊富な経験で、客観的かつ中立的な立場から、経営に対する適切な監督や助言を行い、社外取締役として期待される役割を果たしております。

## IV. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

名称 監査法人A & Aパートナーズ

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                          | 支払額   |
|------------------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 19百万円 |
| ②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 19百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の支払額にはそれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社である杭州泰谷諾石英有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### 3. 非監査業務の内容

特に記載すべき事項はございません。

### 4. 責任限定契約の内容の概要

特に記載すべき事項はございません。

### 5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の品質管理水準、専門性、独立性及びその他の能力など、会計監査人の職務遂行能力・状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## V. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」並びに金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制に関する体制」を整備することについて、以下のとおり取締役会において決議しております。

当社は、内部統制の更なる強化に向けた整備と運用を引続き進めてまいります。

### 1. 業務の適正を確保するための体制

①当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、「創立の根本精神及経営理念」において「経営者は私欲に負けない」と謳っているように、取締役及び使用人に対し、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員に求められる高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動することを求めている。
- 2) 取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。
- 3) 内部監査担当による監査と監査等委員である取締役（以下、監査等委員という）による監査を充実させ、内部統制システムの有効性を確保し、課題の早期発見と是正に努める。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報については、法令及び社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。必要に応じて取締役、監査等委員、会計監査人等が、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧、謄写できるものとする。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の企業としてのリスクに対応するため、リスク毎に管理・対応部門を決定し適切な処置を行う。また、必要に応じてリスク管理の観点から規程類の整備を行う。

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

- ④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社は、定例取締役会を月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催する。
  - 2) 取締役は、取締役会規則等の職務権限・意思決定に関する規程に基づき、適正かつ効率的に担当する職務の執行を行う。
  - 3) 取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この目標達成に向けて、迅速な意思決定ができるよう、IT技術を活用した情報システムを構築し、効率的な業務執行体制を確保する。
- ⑤当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 当社は、「創立の根本精神及経営理念」の中で、取締役及び使用人に対し、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員に求められる高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動することを求めている。
  - 2) 取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。
  - 3) 企業理念、企業行動規範、企業倫理規程等、コンプライアンス体制にかかる規程を役員が遵守し、自ら定めた高い倫理観を持続しながら企業活動を行うためのコンプライアンス教育・啓発を行う。
  - 4) 内部監査担当による監査と監査等委員による監査を充実させ、内部統制システムの有効性を確保し、課題の早期発見と是正に努める。
  - 5) 法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正、通報者の保護を図る。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
- ⑥当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社グループの企業は経営理念を共有しており、取締役及び使用人に対し、当社同様高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動するよう求めている。
  - 2) 子会社の経営については、子会社の独立性を尊重しつつ関係会社管理規程に基づき適切な管理を行う。子会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、本社はこれらを推進し運営管理する。
  - 3) 内部監査部門は、当社グループの企業活動が適法・適正かつ効率的に行われるよう、グループ企業全社について業務の遂行状況及び内部統制の状況について監査する。

4) 監査等委員は、連結経営に対応したグループ全体の監視、監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査担当と密接に連携する。

⑦監査等委員がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査部門に所属する使用人は、監査等委員が求めたときは、その指揮命令のもとに監査等委員の職務の補助を行う。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項

1) 監査等委員の補助業務を担当中の内部監査担当員は、監査等委員の指揮、監督のもと、他の取締役の指揮、監督は受けないものとする。

2) 内部監査担当の人事、組織の変更等については予め監査等委員の同意を必要とする。

⑨当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

1) 取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況について報告を行う。

2) 取締役及び使用人は、当社グループの事業、組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容については遅滞なく監査等委員会に報告する。

3) 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告する。

4) 取締役及び使用人は、監査等委員が事業に関する報告を求めた場合又は監査等委員が業務及び財産の状況を調査する場合、迅速かつ的確に対応し、監査等委員に協力する。

5) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会と監査等委員会との協議により決定する方法による。

⑩監査等委員会及び監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

監査等委員会及び監査等委員へ報告を行った当社グループの取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことをいっさい禁止する。

⑪監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役は、監査等委員による監査に協力し、監査にかかる諸費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）については監査の実効性を担保するべく予算を措置する。また、前払等の請求がなされた場合は担当部署において審議のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 2) 代表取締役は、監査等委員と定期的な会合を持ち、会社運営に関する意見交換及び意思の疎通を図る。また、経営計画会議など業務の適正を確保するうえで重要な会議への監査等委員の出席を確保する。
- 3) 監査等委員会は、監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- 4) 監査等委員は、独自に意見形成するため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他アドバイザー等の外部専門家との連携を行うことができる。

⑫反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社グループの取締役及び従業員は、「ジーエルサイエンスグループ企業行動指針」及び「コンプライアンス規程」を徹底し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係を遮断する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）においては、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

①主な会議の開催状況として、取締役会は20回（定例12回、臨時8回）開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席することとしております。その他、監査等委員会は13回（定例12回、臨時1回）、経営計画会議は1回、経営会議は12回、コンプライアンス委員会は研修会を含め2回開催いたしました。

②監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の緊密な連携を図っております。

③内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査及びフォローアップ監査を実施いたしました。

### 3. 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する体制

当社グループは、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制を整備し適切に運用する。

~~~~~  
以上の報告は、次により記載しております。

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨て、1株当たりの数値及びその他の数値については四捨五入により表示しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び各比率は、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位までを表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	10,783,586	流 動 負 債	3,660,150
現金及び預金	2,999,204	支払手形	185,972
受取手形	42,894	電子記録債権	574,894
電子記録債権	468,577	買掛金	707,243
売掛金	3,613,048	短期借入金	924,868
製品	415,806	リース債務	31,700
仕掛品	1,626,474	未払法人税等	580,411
原材料及び貯蔵品	1,348,651	賞与引当金	239,960
その他	270,900	その他	415,101
貸倒引当金	△1,973	固 定 負 債	871,192
固 定 資 産	7,526,993	長期借入金	506,213
有形固定資産	7,032,136	リース債務	132,854
建物及び構築物	2,845,866	繰延税金負債	45,857
機械装置及び運搬具	2,362,389	退職給付に係る負債	149,375
土地	1,148,337	役員退職慰労引当金	35,969
リース資産	152,365	資産除去債務	922
建設仮勘定	289,235	負 債 合 計	4,531,343
その他	233,942	純 資 産 の 部	
無形固定資産	265,931	株 主 資 本	12,926,456
投資その他の資産	228,925	資本金	829,350
投資有価証券	45,696	資本剰余金	1,015,260
長期貸付金	13,630	利益剰余金	11,119,871
繰延税金資産	19,900	自己株式	△38,026
その他	150,566	その他の包括利益累計額	852,779
貸倒引当金	△868	その他有価証券評価差額金	△10,791
		為替換算調整勘定	863,570
資 産 合 計	18,310,579	純 資 産 合 計	13,779,235
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	18,310,579

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売上高	15,820,383
売上原価	11,093,602
売上総利益	4,726,781
販売費及び一般管理費	1,562,596
営業利益	3,164,184
営業外収益	
受取利息	887
受取配当金	1,170
為替差益	58,668
その他	17,426
営業外費用	
支払利息	8,904
リース解約損	1,606
その他	109
経常利益	3,231,717
特別利益	
固定資産売却益	121
特別損失	
固定資産除却損	22,352
税金等調整前当期純利益	3,209,486
法人税、住民税及び事業税	952,911
法人税等調整額	56,274
当期純利益	2,200,300
親会社株主に帰属する当期純利益	2,200,300

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流動資産	8,483,077	流動負債	3,597,213
現金及び預金	2,305,006	支払手形	185,972
受取手形	42,894	電子記録債権	574,894
電子記録債権	468,577	買掛金	805,906
売掛金	3,096,348	短期借入金	750,000
製成品	375,421	1年内返済予定の長期借入金	174,868
仕掛品	1,222,261	リース債務	31,700
原材料及び貯蔵品	648,721	未払金	69,151
前渡金	92,438	未払費用	237,074
未収入金	220,272	未払法人税等	507,842
その他の資産	11,133	預り金	18,996
固定資産	7,447,728	賞与引当金	239,960
有形固定資産	3,505,484	その他の負債	847
建物	1,217,066	固定負債	825,335
構築物	30,576	長期借入金	506,213
機械装置	676,870	リース債務	132,854
車両運搬具	4,098	退職給付引当金	149,375
工具器具備品	135,184	役員退職慰労引当金	35,969
土地	1,148,337	資産除去債務	922
リース資産	152,365	負債合計	4,422,548
建設仮勘定	140,986	純資産の部	
無形固定資産	17,266	株主資本	11,519,048
ソフトウェア	17,266	資本剰余金	829,350
投資その他の資産	3,924,977	資本準備金	1,015,260
投資有価証券	45,696	利益剰余金	9,712,464
関係会社出資金	2,609,262	利益準備金	161,637
従業員に対する長期貸付金	13,630	その他利益剰余金	9,550,826
関係会社長期貸付金	924,478	別途積立金	3,750,000
破産更生債権等	868	繰越利益剰余金	5,800,826
保険積立金	128,706	自己株式	△38,026
繰延税金資産	184,925	評価・換算差額等	△10,791
その他の負債	19,766	その他有価証券評価差額金	△10,791
貸倒引当金	△2,356	純資産合計	11,508,257
資産合計	15,930,805	負債及び純資産合計	15,930,805

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売上高	13,887,491
売上原価	10,435,911
売上総利益	3,451,580
販売費及び一般管理費	1,208,301
営業利益	2,243,278
営業外収益	
受取利息	3,972
受取配当金	1,170
受取口イヤリテ	125,895
為替差益	123,127
その他	11,762
営業外費用	
支払利息	8,903
貸倒引当金繰入	1,488
リース解約	1,606
その他	22
経常利益	2,497,186
特別損失	
固定資産除却損	21,823
税引前当期純利益	2,475,363
法人税、住民税及び事業税	772,311
法人税等調整額	△29,395
当期純利益	1,732,447

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

テクノフオーツ株式会社
取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 木間久幸
業務執行社員指定社員 公認会計士 村田征仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テクノフオーツ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テクノフオーツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

テクノクオーツ株式会社
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 木 間 久 幸
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 村 田 征 仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テクノクオーツ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等に関する監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門である監査部と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社、営業所及び工場に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

テクノクーツ株式会社 監査等委員会
監査等委員 石川和弥 ㊟
(常勤)
監査等委員 谷口茂樹 ㊟
監査等委員 森田岳人 ㊟

(注) 監査等委員石川和弥、谷口茂樹及び森田岳人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都中野区本町一丁目32番2号 ハーモニースクエア 3F 「ハーモニーホール」



● 交通のご案内 ●
中野坂上駅 (東京メトロ丸ノ内線) 徒歩約3分
(都営大江戸線)

(駐車場・駐輪場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。)

株主総会にご出席の皆様へのお土産の配布は取り止めさせていただくことになりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。